

豊中市選挙管理委員会が行う感謝状の贈呈に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、選挙管理委員会が行う感謝状贈呈の実施等について、必要な事項を定める。

(感謝状贈呈の対象)

第2条 選挙管理委員会は、選挙の執行等に顕著な功績のあった団体、長年継続して明るい選挙推進運動を行う等明るい選挙の推進に積極的に協力した団体等に対して感謝状を贈呈する。

(感謝状贈呈の基準)

第3条 感謝状贈呈の基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 選挙の執行等に顕著な功績があった団体
- (2) 継続して明るい選挙推進運動に協力した団体等で10年以上の年数を経ている団体
- (3) その他特に委員会が必要と認めた団体及び個人

(感謝状贈呈の時期)

第4条 感謝状贈呈の時期は、感謝状の内容等から判断して、その都度感謝の意を表するにふさわしい日を設定して行うことができる。

(感謝状贈呈の手続等)

第5条 感謝状の贈呈を行おうとする時は、その団体等の功績、事績等について選挙管理委員会の審査を経るものとする。

(異動等が生じた場合の報告)

第6条 選挙管理委員会事務局長は、前条の規定により決定した内容で、感謝状を贈呈するにふさわしくない事由又はその他の異動が生じたときは、速やかにその旨を選挙管理委員会へ報告するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、感謝状贈呈のための手続その他この要綱の実施に関し必要な事項は、選挙管理委員会事務局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から実施する。